

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 能登半島地震発災後1年の被災者支援について2. 女性や家族に関する法律制定と本市における体制と支援の在り方について |
|---|

1. 能登半島地震発災後1年の被災者支援について

(1) ささえあいセンターについて

ア ささえあいセンター設置の意義と経緯、現在の取組状況について

能登半島地震から1年が経とうとしています。能登地方では9月にも豪雨災害があり、復興の槌音が聞こえ始めたときに再び被害にあわれ、お亡くなりになられた皆さま、被災にあわれた皆さまに心からお悔やみとお見舞い申し上げ、一日も早い復旧、復興を願います。

本市は、能登半島と違い、液状化による点在する街区での被害のため、被災が見えにくく、もう忘れられているような気さえがします。

しかし、本市では災害関連死を入れますと4人の方が亡くなり、建物被害17,000棟のうち住宅関係支援制度の利用状況は約6割、制度を申請していない方は3000人で、被災者の住まいの再建は遅れています。

中原市長は「生活再建に取り残される世帯がないよう、被災された方々に寄り添ったきめ細かな対応に取り組む」と決意を述べました。私も、地元で多くの相談に乗り、情報を伝え、震災相談窓口に同行しました。ある方は準半壊の判定を受け気力がわかず、傾いた家で暮らし、お子さんたちは体調を崩し引きこもりがちな生活を送っていました。家は液状化の被害が大きく、再度の判定を勧め、「準半壊」から「半壊」となり、現在修繕に向かっています。これは被災から1年が経とうとする最近の話です。このように震災被害がありながら、被害が埋もれていくのではないかと心配です。まず最初に、ささえあいセンター設置の意義と経緯、現在の取組状況について、お聞きします。

■市長

石附幸子議員の質問にお答えします。

本市では、能登半島地震により、住まいをはじめ日常生活が大きく変化した被災者

の皆さまが、孤立することなく安心して、1日も早い生活再建に取り組んでいただけるよう、個別訪問による見守り・相談支援を行うことが必要と判断し、「新潟市 ささえあいセンター」を設置しました。多くの皆様からご協力いただき、9月の開設以降、被災世帯への個別訪問により、お困りごとやお悩みごとをお聴きし、相談対応や継続的な訪問を行うほか、必要に応じて専門機関へつなぐなど、一人の取り残しもない生活再建に向けて取り組んでいます。

イ 取組から見えてきた被災者の状況とその世帯への対応について

私は過去2回の質問で、復興から取り残されている人へのアウトリーチ的な見守り支援「災害ケースマネジメント」が重要になると、述べてきました。そして、いよいよ新潟市ささえあいセンターが設置され動き出しました。いろいろな成果が見えてきたのではないのでしょうか。

訪問開始が予定よりも遅れたようですが、対象となる全ての方にまずは電話で聞き取り、現在、急ピッチで訪問されているとのこと。地震による困り事や悩みを抱えた方から、様々な相談をお聴きのことでしょう。

イとして、取組みから見えてきた被災者の状況とその世帯への対応についてお聞きします。

■統括政策監

ささえあいセンターでは、11月末現在、282世帯の個別訪問を実施していますが、「引越しにより環境が変わり、話し相手が少なくなっている」といった声や、「外出が困難で、相談窓口への来訪が難しい」、「障がいや介護など様々な事情により、住まいの再建の見通しがたてられない」といった相談が寄せられています。個別訪問においては、例えば、引越しされた地域での交流の場の紹介をはじめ、その方に合った支援制度のご案内や、地域包括支援センターなどの専門機関へつなぐなど、丁寧にお話をお聴きしながら対応しています。

また、障がいや介護など複雑な事情を抱えるケースにおいては、専門機関など関係者を交えた個別対応会議を開催して支援方針を検討するなど、きめ細やかな支援に努めています。

ウ スタッフ体制の現状と課題、職員のスキルアップについて

ささえあいセンターのスタッフに求められる資質は、寄り添って聴きとり、必要な情報を提供し、その方の持つ選び取る力を回復させ、その選択に伴走することと思います。センターとしては、課題解決のための他機関や専門機関、地域の福祉担当者とのネットワークやコーディネートがカギとなると思います。

スタッフ体制の現状と課題、職員のスキルアップについてお聞きします。

■統括政策監

ささえあいセンターの人員体制は、12月現在、センターの運営を統括する「センター長」及び「副センター長」をはじめ、訪問調整や被災者情報の取りまとめを行うスタッフが2名、個別訪問を行うスタッフが22名の計26名の構成となっています。

スタッフには、支援制度に関する知識だけでなく、健康状態や家族に関する悩みなど多岐にわたる相談への対応や、被災者に寄り添った対応スキルが必要とされます。そこで、各種支援制度の理解をはじめ、専門機関などと連携した支援、傾聴や寄り添う姿勢などの面談時の心構えなどを、着任時の研修をはじめ、現場でのOJT、訪問後のふりかえりを行うことにより、スタッフ一人ひとりのスキルアップを図っています。

【再質問】

今の話を聞いて、センター全体のスキルアップが成されていることがわかります。個別訪問を行うスタッフはささえあいセンターの業務の要ですが、聞き取ってきた内容に応じて専門支援機関等へつないだり、今後の支援の方針を決めていくスタッフ役割はさらに重要です。これまで以上にその役割を果たすために取り組んでいることは何ですか。

■統括政策監

支援方針の決定には、被災者情報の取りまとめを行うスタッフ2名に、さらにセンター長ですとか副センター長も加わって検討しているところでございます。

2名に加えてということで、センター長と副センター長も加わって検討をしております。

ます。ささえあいセンターの機能の充実を図るため、各セクションのスタッフの更なるスキルアップに努めるとともに、スタッフの増員も今後予定しているところでございます。

エ 必要とする方への早期訪問、支援対象の拡大、相談支援内容の拡充など、今後の展望について

訪問対象世帯は 557 件、既に訪問を取り下げされた方は 220 件。訪問希望 337 件のうち 282 世帯は訪問済みで、50 件ほどが訪問をしていません。早期訪問が急がれます。また、今回のアンケートの他にも取り残されている方がいるはずですので、支援対象の拡大、今後はより複雑、重層的な支援が雇用となることから相談支援内容の拡充など、今後の展望についてお聞きします。

■統括政策監

ささえあいセンターによる見守り支援は、被災された世帯すべてを対象としています。これまで、センターの利用促進に向け、市報やホームページによる広報に取り組むとともに、準半壊以上のり災証明書の交付を受けた方に案内チラシを郵送しています。個別訪問の希望を頂いた世帯については、12月中に訪問を完了する予定であり、さらなる周知に努めながら、新たに希望を頂いた世帯についても早期の訪問を実施していきます。

今後は、定期的な訪問による健康確認をはじめとしたこれまでの取組みに加え、様々な事情により生活再建が進められない世帯への継続した支援など、中・長期の視点で取り組むとともに、新たな課題も出てくると思いますので、適宜必要な見直しも行いながら、被災者に寄り添った支援に努めていきます。

【再質問】

個別の周知など図っていらっしゃるということに敬意を表します。

訪問取り下げた 220 世帯の中でも課題を抱えている人はいるはず。時間の経過とともに投げやりな気持ち、取り残された感覚、問題の潜在化が起きている可能性があります。震災当初のコスポでの「困りごと相談」でも「大丈夫です」と言った方が、話始めると様々な困りごとを話されたそうです。再アプローチが必要と考えま

す。

■統括政策監

ただいまご指摘いただきましたとおり、時間の経過とともに、課題が顕在化するということも十分想定されるところでございます。

今後取り下げの意向を示された世帯につきましても、まずは電話連絡による健康状態や生活再建の状況の確認など、フォローを行う予定としております。

(2) 住まい再建について

ア 被災者住宅応急修理（国県）と液状化等被害住宅修繕支援（市）の申請件数と実施済み件数、制度を利用した被災者がどのような住まいの再建をされているか

本市が行った被災者支援に関する調査の心配ごとや悩み事で、最も多いのが、住まいに関するものでした。

アとして被災者住宅応急修理（国県）と液状化等被害住宅修繕支援（市）の申請件数と実施済み件数、制度を利用した被災者が、どのような住まいの再建をされているか、お聞きします。

■建築部長

1 1月20日現在、国県の応急修理制度については、申請世帯数は6,344世帯、申請件数は重複を含むため7,348件、完了報告件数は4,562件です。市独自の修繕支援制度では、申請世帯数は9,443世帯、申請件数9,806件、実績報告件数は6,599件となっています。

これらの制度を利用した具体的な修繕内容としては、地震の揺れによる屋根や外壁、トイレ、配管などの修繕のほか、今回の震災の特徴として、液状化による被害が多数発生しており、市独自の制度において、住宅の傾きを直す工事が約1,400件、敷地内の舗装やカーポートなど、外構の修繕工事が約2,600件となっています。

イ 支援制度の申請期限の締め切りが迫る中でどのようなアプローチを行っている

か

11月中旬に公表された「大切なお知らせ Vol.8」によると、5つの支援制度の申請受付が12月末で終了します。「被災者住宅応急制度」「被災家屋等の解体・撤去（公費解体）」「被災ブロック塀等撤去工事補助」、「市道の災害復旧」、そして裏面の「災害ごみの自己搬入」です。どれも重要ですが、特に「被災者住宅応急制度」は補助額が全壊・大規模半壊で170.6万円、中規模半壊・半壊は120.6万円、準半壊64.3万円と額は大きく、工事費の基礎部分となり、そこに新潟市独自の修繕補助金が積み上げられ、再建への意欲につながるものです。

申請期限の締切が迫る中、まだ制度を申請していない人（3000人）に、どのように具体的に制度利用の促しや周知を行っているのかお聞きします。

■建築部長

国県の応急修理制度については、これまでも、未申請世帯への郵便や電話、訪問などにより、申請期限が12月31日であることも含め、制度に関する情報提供を行ってきましたが、11月末時点で約3,000世帯が未申請となっていました。その理由をお聞きしたところ、業者が忙しく申請に必要な見積書が間に合わない、被害認定調査の二次調査中で、り災証明書が発行されていないなど、申請したくてもできない状況が確認されました。こうした状況を踏まえ、これまでは、り災証明書や被害状況のわかる写真、工事の見積書などを一式そろえて申請していただく必要がありましたが、12月からは、未申請の世帯や、り災証明書の発行、または二次調査の申請が12月中にあった世帯について、必要な書類が全て整わなくても、修理したいとの意向を確認できれば、仮申請として受け付けることとしました。なお、未申請の方には、仮申請のご案内を個別に、郵送にてお知らせしています。あわせて、やむを得ない事情により、期限までに仮申請もできないと認められる場合は、個別に県や国と協議のうえ、対応していきます。

ウ 住まいの再建についての専門家やアドバイザーの必要性と、ささえあいセンターとの協力体制について

私は震災当初から、東日本大震災の時に浦安で「NPO 浦安液状化復旧相談室」で

相談にあたった建築家中野恒明さんや、「たてもの修復支援ネットワーク」の建築家の長谷川順一さんと、傾いた家をどう直したらいいのか、悩んでいる方のお宅を訪問し、簡単な調査をしながら修繕方法をアドバイスする現場に何回も立ち会ってきました。その家に合った工事方法の情報を伝えたり、使える制度について説明するだけでも、その方々は前向きに再建への道のりを歩みだされていきました。その経験から、専門家やアドバイザーが必要なのだと痛感しました。この点も何度か議会で発言していますが、行政としてはそうした専門家を派遣することは様々なハードルがあり難しいということでしたが、今回、ささえあいセンターでは、建物の関する課題が60件ほどあると聞きます。どう再建したらいいのか迷っている、相談する人がいない、役所の相談窓口まで行けない、という方がいるのだと思います。

この制度が12月31日で終わる事から、急がなければなりません。

地盤建物の専門家やアドバイザーをささえあいセンターのスタッフの中に配置するか、もしくは建築部に所属する専門家がささえあいセンタースタッフとチームになって訪問する必要があると考えます。

住まいの再建についての専門家やアドバイザーの必要性と、ささえあいセンターとの協力体制についてお聞きします。

■建築部長

住まいの再建に係る専門家や、アドバイザーについては、新潟市建築組合連合会のご協力のもと、現地に建築業者を派遣し、修理方法の提案や工事の見積書作成などを行っており、市として被災者のニーズにできる限りお応えできる体制づくりに努めています。

また、12月からは、被災者見守り・ささえあいセンターに、住まいの修繕に関するお困りごとが寄せられた際には、市の建築職の職員が、個別訪問に同行し、被災者の相談に直接対応しています。

(3) 被災家屋等の解体・撤去について

ア 申請期限の延長について

12月末で申請期限が切れるものの中に公費解体があります。公費解体を決意するには住み慣れた家を解体するという大きな決断、将来設計も含めて家族の同意など様々な条件が必要となってきます。だからこそ迷い、公費解体に踏み切れない方もいるかと思えます。アとして、申請期限の延長は難しいのでしょうか。また、難しいのであれば、申請されていない方への対応をどのように考えているのかお聞きします。

■環境部長

被災家屋等の解体・撤去制度の申請期限については、応急修理制度の申請延長に併せて、当初の7月31日から12月27日に延長しました。

制度の未利用者には、住宅の再建に係る各支援制度の内容や申請期限について、応急修理制度と同様に10月から個別にアプローチを行い周知していることから、申請期限の延長は予定していません。引き続き、年末の申請期限に向け、丁寧に周知し、期限内での申請を促していきます。

イ 申請件数と解体完了済み件数、その進捗率をどのように捉えているか

イとして、公費解体の申請件数と解体済みの件数、当初の予定ではどのように考えていたか、進捗状況ですが、1カ月平均で何件の解体が進んでいるか、終了の見込みを伺います。

■環境部長

被災家屋の解体・撤去制度の公費解体の申請件数と解体完了件数は、11月20日現在で、申請757件、解体完了176件で、進捗率は23.2パーセントです。これ以外に、ご自身で解体工事を発注・完了した費用償還の申請が76件あり、これを含めた進捗率は30.3パーセントとなります。

当初は700件の申請を見込み、1月あたり50件程度の解体を想定していましたが、直近3ヶ月の平均解体数は36件にとどまっています。

現在の申請状況から、公費解体で約900件の申請が見込まれますが、このままの解体ペースでは、1年半以上かかることから、今後、解体のペースアップが必要と認識しています。

ウ 今回のスピードを加速する必要があるが、その手立てと今後の見通しについて

1 カ月に平均 36 件、申請件数の解体が終わるのにあと 1 年半を要するとのこと
です。今でさえ、何か月後になるかわからず再建の見通しが立てられないと言いま
す。様々な制度も申請に間に合わない危険性が出てきます。現在の体制を改める
必要があります。現在解体に従事している班数はどのくらいなのでしょう。能
登半島の取組では班数を増やすことで、公費解体を加速化するプランが公表され
ていますが、手立てと今後の見通しを伺います。

■環境部長

公費解体は、委託した新潟県解体工事業協会の下越支部を中心に行っており、1
月あたり 25 班程度の稼働状況です。

公費解体の完了、令和 7 年 10 月末を目標としており、その目標達成には、解体
ペースを現状の 2 倍にしなければなりません。解体加速化に向けた手立てとし
ては、解体を委託している新潟県解体工事業協会において、県全体での体制に
強化するとともに、遠方業者を円滑に導き入れるための宿泊費・交通費の国費
による支援などについて、環境省と具体的な協議を進めています。

解体の遅れは、被災した市民の生活再建や住宅再建に大きく影響することから、
今後も新潟県解体工事業協会と連携し、早期の解体完了に向け取り組んでいき
ます。

【再質問】

ぜひ加速化を図っていただき、かつその過程で申請された方には見通しを丁寧
に伝えていただきたい。更には公費解体と共に「震災ごみの自己搬入」も 12 月
31 日に終わってしまいますが、公費解体が長引くことを考えた場合、それも延
長が必要と考えます。

■環境部長

災害ゴミの自己搬入につきましては、12 月 31 日の午前で終了いたします。し
かし、公費解体に伴って、災害ゴミが発生する場合がございますので、公費解

体を申請した被災者に限りまして、事前に申請していただくことで、手数料を免除するという事を予定しておりまして、公費解体の申請をされた方にはその旨郵送でお知らせする予定でございます。

(4) 液状化被災宅地等復旧支援について

8月13日より、新規に液状化で被害を受けた宅地の復旧や、基礎の傾斜・修復等の工事に対して支援が始まりました。相談件数と申請済み件数、平均補助額と主な支援対象についてお聞きします。

■技監

相談や申請の状況については、受付を開始した8月13日から11月20日までの約3か月で、2000組を超える方に相談窓口にお越しいただき、同日時点で、受け付けた申請件数は256件、補助金申請額の合計は約5億9千万円、予算の執行率は約47パーセント、この事業にかかる補助金申請額の平均は1件あたり約230万円となっています。

罹災判定ごとの申請状況としては、半壊の交付を受けた方の申請が最も多く、256件中の約6割を占めています。

また、工事種別ごとでは、住宅基礎の沈下・傾斜修復に関する申請が最も多く、256件中の約8割となっています。

【再質問】

相談件数が約2000件のうち、申請済みが256件というのは、なかなか厳しい数字です。知りあいの何人かが相談に行ったけれど結局該当しなかったとがっかりしていました。その方々はおおむね600万から800万円前後の修繕費でしたが、一般的にはそうした方々は既存制度いっぱい使って家の傾きを直し、後の外工や玄関前などの地盤の復旧はこの制度が使えると期待するわけです。しかしそうした方々には該当しないことが多いわけで、今後はそこに支援ができる制度の見直しなども検討し、被災者のニーズに合ったもっと良い制度になることを期待します。

しかしながら、既存制度では宅地に対する支援が無かったため、宅地等の被害の甚大なところではありがたい制度だと思います。工事の見通しまだ立たない、来年度

いっぱいになりそうだという話はよく聞きます。制度延長の必要性があると思いますが、見通しはいかがですか。

■技監

相談窓口に来られた方々からは、施工業者の工事予定が詰まっており、宅地復旧工事の着手時期や終了時期が見通せないなど、不安の声も多くお聞きしております。そのようなさまざまな事情を抱える方にも支援制度をご活用いただけるよう、支援者の皆さまに寄り添った息の長い支援が必用と考えておりますことから、国と県と連携しながら、本事業は現時点では、本年度から令和8年度末までの3か年の事業として事業を実施する予定とさせていただいております。

(5) 被災建物等の復旧・再建事業者利子軽減事業補助金について

地元の工務店や建築業の皆さんの声を受けて今年4月から、小規模事業者を応援する本市独自の事業として「新潟市被災建物等の復旧・再建事業者利子軽減事業」、いわゆる「つなぎ資金の利子支援」を立ち上げました。相談件数と申請済み件数、平均補助額と主な支援対象など、現状をお聞きします。

■経済部長

被災建物の復旧・再建事業者利子軽減事業は、被災建物等の復旧・再建工事を請け負う中小・小規模事業者が、金融機関から工事に必要なつなぎ資金を借入れる際の利子相当額を支給する制度で、今年の4月から受付を開始しました。これまでに制度に関する相談が約50件寄せられ、申請件数は27件、平均補助額は約18万円となっており、修繕や解体工事にあたり必要な資材や人材の確保などに活用されています。

これら工事の需要が今後も見込まれることから、引き続き、つなぎ資金の確保が課題となっている事業者に対し、本制度の活用をご案内し、速やかな復旧・早期の生活再建につなげたいと考えています。

【再質問】

何人もの方がこの事業の延長を求めています。ある建築事務所の方は既に2回ほ

ど活用していますが、次の工事は業者の手配が遅れ来年 4 月以降ということで、取引先の金融機関に数か月先の制度融資を相談したら、利子軽減制度は締切が R7 年 2 月 28 日までなので利用できないと言われたそうです。他にも工事をお待ちいただいている住宅もあり何とか制度を伸ばしてもらいたいという話です。

ある大工さんは復旧工事が何件も重なり、復旧工事以外の物件もあり、同時進行で昼も夜も現場はにでて、制度を利用したいが書類を用意する時間も、手続きに行く時間もない、と言われました。

未だ、家が傾いているが申請ができてない方や、見積もりが進んでいない、着工の目途が立たないなど、思うように修繕工事が進んでいない状況です。

相談件数が 50 件あって申請件数が 27 件ですからその半数は何らかの理由で制度の利用ができない、またはあきらめたと思います。その理由なども把握して、申請のしやすさと締切期限の延長が必要だと思いますがいかがでしょうか。

■経済部長

申請のしやすさに関しましては、できるかぎり申請書類を簡易にするとともに、金融機関に対しましても事業者の資金調達への協力を依頼しているところでございます。

また、申請は、金融機関が申請者が変わって行うことも可能ですので、まずは融資を行う金融機関へ相談いただければと思っております。訪問してくれる金融機関もあるというように伺っております。

また、制度の延長につきましては、現在、先ほどお話がありましたように、令和 7 年 2 月末までを期限としておりますが、申請期限までに工事の着工ができないといった声や、事業者から制度の延長を希望する声もいただいておりますので、今後の利用状況なども踏まえて、延長について検討していきます。

能登半島地震後の生活再建・住まいの再建について 5 項目にわたってお聞きしましたが、今後も、被災者、そしてそれを支える事業者、第一線で支援にあたる方々のニーズを聴き取り、一人ひとりに寄り添った支援を進めていただきたいと思います。

2. 女性や家族に関する法律制定と本市における体制と支援の在り方について

(1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下女性支援新法）について

ア 法律制定がなされた経緯とその精神を市長はどうとらえるか

この数年、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、子ども基本法、離婚後共同親権選択の民法改正など、女性や家族の福祉や人権擁護の法律が制定されています。こうした法律制定に、地方自治体の制度や支援の在り方がどのような改善方向に向かうのか、地方で暮らす私たちの幸福にどうつながるのか、法律が施行されたばかりの現段階で押さえておきたいと思います。

女性支援新法の制定は、男女不平等な日本社会で、人権が侵害され、傷つき苦しんできた女性たちと、その女性たちを支援してきた方々の永年の悲願でした。

女性たちの運動を背景に、1985年に男女雇用機会均等法、2001年にDV防止法、2015年に女性活躍推進法が制定され、2017年に刑法改正で性犯罪が厳罰化されました。しかし、現実はいこれらの法律ではカバーできない問題がありました。

4年に及ぶコロナ禍は、若年女性の被害、非正規女性の困窮、母子家庭の貧困、性暴力被害、高齢女性の孤独や貧困等、女性たちの困難な課題を明らかにしました。

女性支援新法は、現に困難を抱えている女性のみならず、「その恐れのある女性を含み」、基本理念には、女性の抱える問題が複合化・複雑化することを踏まえ「心身の状況等に応じた最適な支援、心身の回復のための援助、自立生活への援助」と、多様な支援を包括的に提供することを謳っています。

まず、女性支援新法について、法律制定がなされた経緯とその精神を市長はどうとらえるかお聞きします。

■市民生活部長答弁

これまで、女性を対象とした福祉的施策は、主に、売春防止法に基づき、要保護女子の保護更生を目的としていましたが、女性をめぐる課題が多様化、複合化、複雑化し、新たな女性支援強化が必要となったことから、女性の状況に応じた支援を切れ目なく実施し、福祉の増進及び人権の擁護や男女平等の実現を図ることを基本理念とした、女性支援新法が令和6年4月に施行されました。

本市としても、法の理念にのっとり、女性の意思を尊重しながら、生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係の破綻など、女性の抱える問題や背景、心身の状況などに応じ、女性に寄り添った支援を包括的に実施できるよう、施策を推進していきます。

イ これまでの本市における女性支援体制の特徴と女性支援新法の施行による影響について

もともと本市は女性運動が盛んで「女性センター」を作る運動やDVシェルター運動、フェミニストカウンセリングの普及など、女性たちの熱い思いが、女性政策を動かしてきました。2012年には新潟市配偶者暴力相談支援センター、2019年には全区に女性相談員が置かれ、行政と民間支援団体と密な連携を取りながら、DV支援、女性支援にあたっています。私はこうした形は、女性支援新法の目指す目的と同じであると誇りに思っています。しかしながら、女性支援新法に謳われている「アウトリーチでの発見、居場所、心身の回復から自立して生活するまでの援助」には及んでおらず、この法律制定は今後、本市においても大きな意味を持つものです。幸いなことに、こうした活動は、本市の先進的な民間団体がすでに行っており、実績もあげています。この民間のスキルを活用・連携することが可能であると

考えます。

これまでの本市における女性支援体制の特徴と、女性支援新法の施行による影響について、具体的な機能強化や、支援の在り方、民間を含む関係機関との連携の在り方などお聞きします。

■市民生活部長

本市は、昭和31年に婦人相談員を配置し、平成24年に配偶者暴力相談支援センターを開設しました。さらに31年に全区に女性相談員を配置したことにより、身近な区役所で相談できる体制を構築し、各関係機関が協力、連携しながら、困難な問題を抱える女性への相談支援を実施しています。

新法では、困難な問題を抱えるおそれがある女性も相談対象となることから、より一層、相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関や民間団体との連携を強化していきます。

法律の基本理念に「関係機関及び民間団体との協働」と共に、民間団体の運営継続への支援や人材育成支援が謳われています。今後は予算措置も含めた支援にも力を入れていただきたいと思えます。

ウ 女性相談支援の中軸となる機能の必要性および女性相談支援員の専門的知識と資質向上について

女性支援新法では、「困難な問題を抱える女性への支援に関わるすべての関係機関・団体が、対等な関係性の下、女性本人を中心に連携・協働すること」が重要であるとし、「女性相談支援センター」「女性相談支援員」「女性自立支援施設」の3つが支援の中核であるとしています。法律では「女性相談支援センター」は都道府

県では必置であり、市町村では任意ですが、女性相談支援の中軸となる機能が本市でも必要です。また、女性相談支援員は支援の具体的役割を果たし、大変重要な存在です。

そこでウとして、女性相談支援の中軸となる機能の必要性および女性相談支援員の専門的知識と資質向上についてお聞きします。

■市民生活部長

各区における女性相談を円滑に行うため、研修の実施、情報の提供、相談対応に関する助言、各区との連絡調整など、男女共同参画課が女性相談に関する総括を担っています。今後、庁内関係課や民間団体とのさらなる連携を図り、相談支援体制を強化していきます。

新法により名称を変更した女性相談支援員の専門知識の習得と資質向上を図るため、これまで事例検討や情報交換を行う定例会や研修の開催、国や県の研修に参加してきました。法の施行により、目的が「保護更生のための指導」から「自立のための支援」に変更されたこと、専門的技術に基づいた援助が求められていることから、初期対応から自立まで切れ目のない相談支援及び相談技術の向上を目指し、研修を企画、実施していきます。

他政令市を調査したところ、センターを持たず男女課に機能を付与するというものがほとんどでした。本市としても、まずはセンター機能は男女共同参画課が持つこととなりますので、人員体制を強化し、機能の拡充が必要と考えます。また、各区の8名の女性相談支援員の専門性と地位向上、今後は雇用の定めのない職員体制が求められると考えます。

エ 女性支援新法に基づく新潟市基本計画の策定方法と今後のスケジュールについて

て

新潟県は昨年度、基本計画を策定し、女性相談支援センターの設置、女性相談員配置、民間団体と連携・協働など体制整備を進めています。本市における女性支援新法に基づく新潟市基本計画の策定方法と今後のスケジュールについてお聞きします。

■市民生活部長

女性支援新法に基づく本市の基本計画は、令和8年度から5年間を計画期間とする「第5次新潟市男女共同参画行動計画」の改定に併せて包含し、一体的に策定します。

策定に向けて、計画の基礎資料とするために市民調査を実施したほか、男女共同参画審議会に対して諮問を行いました。

今後、現状や課題の整理、各団体の取組などを把握するため民間の女性支援団体へのヒアリングや、市民意見を反映させるためパブリックコメントなどの過程を経た後、審議会の答申を受けて、令和7年度中に計画を策定する予定です。

本市がこれまで培ったDV支援、女性支援の実績を基盤に、当事者や民間支援団体の声を聴き取り、法律の理念・基本方針の実現を鋭意進めていくことを期待します。

2. 女性や家族に関する法律制定と本市における体制と支援の在り方について

(2) 離婚後共同親権導入に向けた民法改正について

ア 法改正の趣旨と、成立に至るまでの議論をどのように捉えるか

本年5月に、離婚後の共同親権の導入を内容とする「民法等一部改正法」が成立し、現在、2年以内の施行を目指し、関係省庁連絡会議の中で啓発用パンフレットやポスター、実務者用Q&A、法定養育費など、議論が進められています。

この法律は、これまで離婚したら単独親権であったものを、父母の協議により、共同親権を定めることも、単独親権を定めることもできる、協議がまとまらない場合は裁判所が子どもの利益の観点から判断するというものです。

しかしながら、法案を審議する法制審議会家族法制部会や国会の法案審議の中で、具体的な事案から「子どもの利益」に関する質問や、DVや虐待の場合など共同親権が認められるのかなどの質問が相次ぎ、運用にあたっては子どもの利益の確保を最優先にすること、DVや虐待の場合は単独親権を定めることが確認されていきました。

法改正の趣旨と、成立に至るまでの議論をどのように捉えるかお聞きします。

■こども未来部長

今回の民法等一部改正法は、こどもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費などに関するルールを見直し、父母が離婚した後もこどもの利益を確保するためのものと捉えています。

離婚後の共同親権の導入については、こどもの利益の確保に寄与するものではありませんが、DV等のケースにおいて不安を感じる方がいたことなどから、成立までの過程で様々な議論が行われたものと考えます。

また、衆議院での附帯決議では、改正後の検証や、関係機関への正確な周知広報の徹底、家庭裁判所等の体制整備など、施行にあたり、今後配慮が必要な事項が認識・整理されたものと捉えています。

イ 市民の中にある様々な誤解や懸念の把握と解消、担当職員や民間支援団体などへの周知について

今回の改正は、共同親権も単独親権も選ぶことができますのですが、多くの方が「今後は離婚すると原則共同親権になる」と誤解しています。

DV被害者や支援者の中には、共同親権が離婚後父母に幅広く導入されると、子どもへの虐待やDVが、親権行使を理由に続くこと、特に居所指定などを通じ、被

害者が相手から逃れることができなくなる可能性がある、子に関わること（子どもの転居や進学先の決定等）で別居親にも許可を取らなければならず、支配とコントロールが続くのではないかとの強い懸念を持っています。

また、共同親権の場合は2人の親権者の所得で合算された場合、児童扶養手当や所得制限がある公的給付などが受けられなくなるのではないかとの心配も多く聞かれます。

イとして、市民の中にある様々な誤解や懸念を把握し、その解消、更にはその方々と対応する担当職員や民間支援団体へ、法律の周知の徹底を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

■こども未来部長

施行の時期が近付きますと、区役所等の窓口や、各相談機関等で、離婚後の共同親権など今回の改正についてお問い合わせいただくことも考えられます。

本年12月、国のホームページで公開された、改正内容を解説するパンフレットなども活用し、正しい情報を伝えられるよう、担当職員や民間支援団体へ情報を共有し、周知を図っていきます。また、法施行前であり、国からの通知などはまだありませんが、各支援制度の取り扱いについて情報がありましたら、同様に担当職員などに共有し、適切に対応していきます。

【再質問】

家族や子どもに関する相談窓口、学校や病院、裁判所等、関係するところは多岐に渡ります。市として庁内ではこの法律の主旨をしっかりと伝え、関係機関に対しては密な情報共有を図っていただきたいと思います。

一番市民に身近な市役所や区役所の窓口、特に児童扶養手当や離婚届を担当する窓口など、今後は、その場での情報提供や啓発が効果的であると考えますが、いかがでしょうか。

■こども未来部長

改正法の施行に向けて、窓口へのパンフレットの設置や、離婚届の用紙をお渡しする際のチラシの配布など、効果的な周知方法について、今後関係部署とも連携し、検討してまいります。

ウ 養育費確保の支援・相談体制の強化が打ち出されているが、本市の取組みの強化について

この法律には「養育費の支払い確保に向けた見直し」も必要な点として挙がっています。現在でも養育費の取り決めは46%、受給は28%という低い状況であり、その改善策として、取り決めが無い場合でも養育費の請求を可能にする「法定養育費」が導入されます。

本市では全国手に見ても早い段階で「養育費確保履行事業」を立ち上げていますが、その取組の強化と、相談体制の強化についてもお聞かせください。

■こども未来部長

本市では令和4年度より、養育費を取り決める際の公正証書などの作成にかかる費用の補助を行っていますが、本年11月より補助メニューを拡充し、取り決められた養育費が支払われない際の強制執行申し立て費用についても補助を開始しました。

現在、市の窓口のほか、弁護士会や家庭裁判所などにご協力いただき、周知に努めています。今後も、ひとり親家庭が自立していけるよう、養育費確保の支援や相談体制の強化に取り組んでいきます。

2年以内の法律の施行となっていますが、この法律の主旨である父母が離婚後も適切に責任を果たすこと、離婚後も子どもの利益が確保されること、DV被害者に悪影響が及ばないことを強く求めます。